重要事項説明書

記入年月日	2025年7月1日		
記入者名	西山 翔太		
所属・職名	そんぽの家 豊中庄本町・施設長		

1 事業主体概要

h 114	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしゃ				
名称	SOMPOケア株式会社				
ナたて東欧正の正左地	〒 140−0002				
主たる事務所の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号				
	電話番号/FAX番号	03-6455-8560 / 03-5783-4170			
連絡先	メールアドレス				
	ホームページアドレス	"https://www.sompocare.com/			
代表者(職名/氏名)	代表取締役	/ 鷲見 隆充			
設立年月日	1997年5月26日				
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧3 介護保険事業	長)			

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)	そんぽのいえ とよなかしょ				
41 1/1/r		そんぽの家 豊中庄本町				
届出・登録の区分	有料老人ホー	ーム設置時の老人福祉法第29	条第1項	に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一般	2型特定施設入居者生活介護を	提供する	場合)		
所在地	〒 561−0	835				
別住地	大阪府豊中市	大阪府豊中市庄本町3丁目9番20号				
主な利用交通手段	阪急神戸線「神崎川駅」より約1.6km(徒歩約25分)					
	電話番号		06-4867-2792			
連絡先	FAX番号		06-4867-2793			
XZ/IH/Z	ホームページ	ジアドレス	"https://www.sompocare.com/service/home/kaigo/H000151			
管理者 (職名/氏名)	施設長		/	西山 翔太		
開設日/届出受理日・登録 日(登録番号)		2003年8月1日	/		2002年12月25日	

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774002014		所管している自治体名	豊中市
特定施設入居者生活介護指 定日		2003年8月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774002014		所管している自治体名	豊中市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日		2006年4月1日		

3 建物概要

	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動	更新	あり		
土地	賃貸借契約の期間		2003年8月1日 ~ 2023年7月末						
	面積	2,	095. 89	m²					
	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動	更新	あり		
	賃貸借契約の期間		2003年8	月1日		~		2023年7	月末
	延床面積	2,	247. 66	m ² (うち有	料老人ホーム	部分	2,	, 247. 66	m²)
建物	竣工日		2003年7	月11日		用途区分	}	有料老人	、ホーム
建物	耐火構造	耐火建築物			その他の	場合:			
	構造	鉄骨造			その他の)場合:			
	階数	4	階	(地上	4	階、地階		階)	
	サ高住に登録して	いる場合	、登録基	生準への 通	适合性				
	総戸数	66	戸	届出又は	登録(指定)	をした室	E 数	66室	(66室)
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相 部屋の定員数等)
	介護居室個室	0	0	×	×	×	13. 37 m²	8	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	13. 64 m²	14	1人部屋
居室の	介護居室個室	0	0	×	×	×	13. 73 m²	3	1人部屋
状況	介護居室個室	0	0	×	×	×	13. 74 m²	12	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	13. 99 m²	4	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	14. 09 m²	4	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	14. 17 m²	8	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	14. 28 m²	10	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	14. 45 m²	3	1人部屋
	共用トイレ	4	か所		別の対応が可能なトイ		` V	0	か所
	27/11 1 7	1	うち車椅子等		子等の対応	が可能なト	・イレ	4	か所
	共用浴室		4	か所		0	か所		
	共用浴室における介 護浴槽		1	か所		0	か所	その他:	
	食堂	4	か所	面積	196.46	m²	入居者や家族	医が利用 しんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	なし
U PR 64-30.	機能訓練室	4	か所	面積	196. 46 m²		できる調理設備		14 C
共用施設	エレベーター	あり (ス	トレッチャ	一対応)		1	か所		
	廊下	中廊下	2. 7	m	片廊下	1.8	m		
	汚物処理室		4	か所					
		居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	緊急通報装置	通報先	事務所/暗している!	裁員が携帯 PHS	通報先から居室までの)到着予定時間		1~3分
	その他	食堂兼機能	能訓練指導	拿室、健康	管理室等				
	消火器	あり	自動火災報	知設備	あり	火災通報	設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の)年間回数	2	回

4 サービスの内容

(全体の方針)

運	営に関する方針		入居者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立支援サービスを 提供することを通じて、生活の質の向上を目指します。また、地域 とのかかわりを深め、入居者の地域での暮らしを支えます。
サ・	サービスの提供内容に関する特色		のびのびとこれまで通りの暮らしにつながる、自由に自立した生活ができる環境を整え、それぞれのお部屋で、趣味に興したり、自然に身体を動かしたり、思い思いにお過ごしいただけます。 おー人おひとりの状態を楽量した「カスタムメイドケア」の実践により、自立した生活の支援を吸します。 テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択肢を増やし、介護職は人にしかできない介護に注力することで、利用者の自立支援、QUL向上を目指します。
各.	サービスの提供形態		
	サービス種類	提供形態	委託業者名等
	入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
	食事の提供	自ら実施	最終調理および盛り付けを実施
	調理、洗濯、掃除等の家事の供与	白ら実施	
	健康管理の支援 (供与)	自ら実施	
	に成ら生の人は (ドチ)	日り天旭	
	上記サービスの提供内容		「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり
	状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
	提供內容		〈状態把握サービス〉 その日の状態及びケアプランに応じた居室訪問時、又は食事時に安 否確認や声掛けを行う。 〈生活相談サービス〉 日中、随時、日常生活における利用者の心配事や悩み等の相談に応 じ、助言を行う。
	サ高住の場合、常駐する者		
	健康診断の定期検診	委託	協力医療機関(往診医)
	提供方法		年2回健康診断の機会付与
虐	専防止に関する方針		事業所は、虐特助止に係る責任者として管理者を配置している。 1 事業者は、及居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置 を譲ずるものとする。 (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の定期的な実施 (2) 及居者およびその家族からの若情処理体制の整備 (3) 成年程見制度の利用支援 (4) 虐待防止に関する責任者として管理者を選定 (5) 虐待の防止のかめの対策を検討する委員会を定期的に開催 し、その結果について、職員に周知徹底を図る (6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催 し、その結果について、職員に周知徹底を図る (7) その他虐待防止のために必要な措置 2 事業者は、サービス提供中に、事業者の職員または養護者(人) 居者の発見した場合は、すみやかに、これを市区町村に通報 するものとする。
身付	本的拘束に関する方針		1 事業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他人居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行わない。ただし、緊急を行為(以下「身体的拘束等」という)は行わない。ただし、緊急を行る(以下「身体的拘束等」という)は行わない。ただし、緊急を行るが高いまった。というは行わない。ただし、緊急を持つまった。というは行わない。大郎を「人居者」の選性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、入居者(入居者を選起表でできない場合は身元保証人も、大郎領内の人居者の心身状況、緊急やむを得なかった理とおよび時間、その際のの人居者の心身状況、緊急やむを得なかった理とおよび時間、その際のの人居者の心身状況、緊急やむを得なかった場合に対して、に取り、一般に対して、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、

(介護サービスの内容)

	サービスの内容)					
	施設サービス計画及び介護予防特定 サービス計画等の作成					
	食事の提供及び介助	食事の提供及び介 者のためのきざみ	助が必要な利用者に対して、介助を行うものとする。また嚥下困難 食、流動食等の提供を行うものとする。			
日常	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な や清拭(身体を拭	利用者に対し、1週間に2回以上、入浴(全身浴・部分浴)の介助 く)、洗髪などを行うものとする。			
生活	排泄介助		者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行うものとす			
上の	更衣介助		者に対して、上着、下着の更衣の介助を行うものとする。			
世話	移動・移乗介助	あり	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を 行うものとする。			
	服薬介助	あり	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の手伝			
	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応	い、服薬の確認を行うものとする。 じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練			
機能		を行うものとする 利用者の能力に応	。 じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓			
訓練	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、機能測練指導員が専門的知識に基づき				
	器具等を使用した訓練	あり	械・器具等を使用した訓練を行うものとする。			
その	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供 するものとする。				
他	健康管理	吊に利用者の健康 のとする。	状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるも			
施設の	の利用に当たっての留意事項	等用する場合の一般の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	は、外出(短時間のものは除く。)または外泊しようとするとき かり、名は、用作、本ホームへ帰着する予定日時などを本ホームに居 ない。 ムの職員は、入居者が来訪者(入居者以外の者であって入居者の生 守来訪される者をいう、以下本条において同じ)と面会しようとす 身元確認をする場合がある。 は、入居者以外の者を入居者の居室または共用施設に宿泊させる場 は、入居者以外の者を入居者の居室または共用施設に宿泊させる場 は、入居者以外の者を入居者の居室または共用施設に宿泊させる場 は、不出、居け出るものとし、宿泊省の情報側の利用料金は、別様「宿」に定める。 ホホームは、押定特定施設入居者生活介護等を提供する施設、設備お 用に供する末について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を 本ホームは、北京と師などとし、または蔓延しないように必要 のとする。 ホホームは、非常災害が発生し、または蔓近しないまうに必要 のとする。 本ホームは、非常災害が発生し、たる。			
そのイ	也運営に関する重要事項	号に1人の子の大きなでは、1人の子の大きなでは、1人の子の子の大きなでは、1人の大きなでは、1人の大きなでは、1人の大きなでは、1人の大きなでは、1人の大きなでは、1人の大きなでは、1人の大きなでは、1人の大きなでは、1人の大きなでは、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない。1人の大きない。1人の大きない。1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人の大きない。1人の大きない、1人のい、1人のい、1人のい、1人のい、1人のい、1人のい、1人のい、1人の	に一ムの利用にあたり、本ホームまたはその敷地内において、次の各行ってはならない。 【本体部】第6条(譲渡、転借等の禁止)の規定に反して、入居者以その他の水ホームの施設を使用させること。 その他の水ホームの施設を使用させること。 の提供に際し、遏制なサービスを要求すること。(特定施政入居者生る場合の介護サービス計画に含まれていないサービスの要求を含かますなくない。) おいまたは事業者の職員の身体・財産に危害を及ぼすこと。 または事業者の職員の身体・財産に危害を及ぼすこととおよび危害を及よてよてよる事業者の職員の身体・財産に危害を及ぼすこととおよび危害を及よてよる大きには事業者の職員に迷惑をかけスメント行為を含む)、その他本ホームの健全な運営に支廉をきた、 爆発物、発火物、火器、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保 その他重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。 他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。・ステレオ等の操作、業務の破棄、その他により、大音量等で近隣と、アステレオ等の操作、業務の破棄、その他により、大音量等で近隣と、野の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。・管理規程に違反する行為。 ・管理規程に違反する行為。			

(1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。
(2) 育造的な言動をし、または暴力を用いる行為をすること。
(3) 風感を流衝し、偽計を用いまたは取りを用いて、事業者の信用を毀損し、または事業者の業務を妨害する行為をすること。
(4) 著して開野なもしくは乱暴なる動を行い、または疲勢を示すことにより、本ホームの他の入居者、その関係者、周辺住民、通行人、または事業者の職員に不安を与えること。
(5) ホホームに反社会的勢力を入居させ、反復継続して反社会的勢力を出入させ、または本ホームを反社会的勢力の本務所その他の活動が拠点に供すること。
(6) その他師各号に申ずる行為をすること。
(6) その他師各号に申ずる行為をすること。
(7) 居室、共用施設、または敷地内に物品を置くこと(ただし、本ホームの運営に支険がない限り消すことがある。
(1) 居室、共用施設、または敷地内に物品を置くこと(ただし、本ホームの運営に支険がない限りの入居者側へな類やするとの他の場合に、その宗森を取り消すことがある。
(1) 居室、共用施設、または敷地内に物品を置くこと(ただし、本ホームの運営に支険がない限りの入居者側へな類やするとの他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと。
(3) 本ホームの増築、改築・移転・改造・模様替え、居室の遺作の改造等を伴う模様替え、敷地内において工作物を設置すると、
(4) 動物(第1項第(10)号に該当する場合は除く)を飼育すること。
(5) 入居者が入居者の家族その他の入居者の関係者を付添・介助・看護等の目的で居室内に居住または宿泊させること。
(6) 運営・管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行うこと。 の他運営に関する重要事項 うこと。 4 入居者は、入居者の家族その他の入居者の関係者が前第1項、第2項および第33 にかかる行為を行った場合には、連やかに当族行為者による当族行為を中止させなければならない。 5 入居者に前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を履行する能力がない場合、身元保証人が入居者に代わり前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を履行する能力がない場合、身元保証人が入居者に代わり前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を負う。 15、 み見常は、本ホームの利用にあたり、放から等に描げる事項については、あらかじ か事業者と協議を行うこととし、事業者はこの場合の基本的な考え方を運営・管理規 能に定めることとする。 (1) 入居者が1か月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法、各種費用の 支払いとその負担方法 (2) 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項 7、入居者が、別有 第 2 項、第 3 項もしては第 4 項の規定に適反し、または 6 項 の規定に従わず、事業者、事業者の職員、他の入居者などの入居者および身元保証人 以外の第 三者に損害を与えた場合は、事業者または当該第三者に対して損害賠債責任 が生ずることがある。 短期利用特定施設入民者生活介護の提供 あり なし 夜間看護体制加算 協力医療機関連機加簋(※) 看取り介護加算 入居継続支援加算 なし 生活機能向上連携加算 なし 特定施設入居者生活介護の加算の対象と なるサービスの体制の有無 若年性認知症入居者受入加算 科学的介護推進体制加算 ※1 「協力医療機関連携加算(1)は、「相口腔・栄養スクリーニン族・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保して、協力 医療機関連携加(II)」は「協力医療機 開連携加算(I)」以外に該当する場合を指す。 口腔・栄養スクリーニング加算 高齢者施設等感染対策向上加算 生産性向上推進体制加算 新興感染症等施設療養費 認知症専門ケア 加算 なし 介護職員等処遇 改善加算 (Ⅱ) (介護・看護職員の配置率) 人員配置が手厚い介護サービスの実施 なし

(医療連絡の内容)※治療費は自己負担

医療支援	牧急車の手配	、入退院の付き添い					
区無义饭	その他の場合:	その他の場合:					
	名称	さとう医院					
	住所	大阪府豊中市中桜塚5-20-38					
	診療科目	内科、他					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり				
	助力四谷	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり				
	名称	めぐみクリニック					
	住所	大阪府吹田市上山手町23番12号 吹田SKI1	ごル1階				
協力医療機関	診療科目	内科、他	内科、他				
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり				
	肠刀門谷	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり				
	名称	おおたクリニック					
	住所	大阪府池田市満寿美町1-26 サン・ロイヤル	大阪府池田市満寿美町1-26 サン・ロイヤルオザキ				
	診療科目	内科、他					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり				
	助力四谷	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり				
terior D.M. observat and a	なし						
新興感染症発生時に 連携する医療機関	名称						
	住所						
	名称	本町中央歯科クリニック					
協力歯科医療機関	住所	大阪府大阪市西区西本町1-10-3 新松岡ビ	ル5階1号				
助力・四个ロムが、1支げ	協力内容	訪問診療					
	100/J/194 4	その他の場合:					

		介護居室へ移	多る場合			
入居後に居室を住み替える場合		その他の場合:				
判断基準の内容		(事業者からの申し出による移り任み) 1 事業者は、及居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の監室を変せる必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者ものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者ものとする。なお、変の同意を得た上で、月類費用を変更することがある。 2 事業者は、前項により居金を変更するとがある。 (2) 緊急やむを得たい場合を除いて、一定の観察期間を設ける。(2) 緊急やむを得たい場合を除いて、一定の観察期間を設ける。(4) 入居者および身不保証人の、変更後の匿室および分譲サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それら、作り費用負担の増減の看表ならびくその内容について、説明を行う。 (4) 入居者および身不保証人に、変更後の匿室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それら、(5) 変更後の匿室部等人、月額費用等を記載した変更豊善を締結する。ただし、料金ブランが、前部ない方と、は、日本学を表の主、質するととがことが、日本学の居室をでいたで、後の日室の原状回復をするものとする。(5) 変更後の匿室を更ける場合、人居発育者し、人民者および身不保証人の希望、本ホームおは、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務は負わないが、入居者および身不保証人の希望、本ホームおよび事業者が適密する後の日室の原状回復をするものとする。を記載した変更の居室を決定の居室を決定の居室を決定の目室で、これに、財物の変更については、変更後の居室部分、ただし、料金の月間をとし、近去手続きの上、再度変更先の居室については、事業者の計算をし、近去手続きの上、海度変更先の居室で、「入居契約書」を締結するものとするのとする。 1 前部なり方式となり得算をし、近去手続きの上、再度変更先の居室についてびより背積をし、近去手続きの上、近ちのとする。				
手続の内容		2 緊急やむを 3 入居者およ 等の内容、その 件う費用負担の う。 入居者およ 5 本更終の日	得ない場合を除 び身元保証人に の他の権利、専有 の増減の有無なら び身元保証人の 電索乗品 日知豊	主治医の意見を聴く。 いて、一定の観察期間を設ける。 、変更後の居室および分譲サービス 、変更後の居室および分譲サービス の間報および略数等の変更、それらに びにその内容について、説明を行 同意を得る。 用意を得る。 用おい方式」または「併用方式」の場 により清算をし、退去手続きの上、 (入居契約書」を締結する。		
追加的費用の有無		なし	追加費用			
居室利用権の取扱い		住み替え後の	居室に移行	!		
		なし	調整後の内容			
前払金償却の調整の有無			変更の内容	面積の増減		
	面積の増減	あり	及人小门石	III DC-2-DPA		
	面積の増減 便所の変更	あり なし	変更の内容	III-19K->-FEISK		
前払金債却の調整の有無				III. DY - 2 - C DOX		
	便所の変更		変更の内容	IN THE STATE OF TH		
前払金償却の調整の有無	便所の変更 浴室の変更	なし	変更の内容変更の内容	100 De - > - 2 De		

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	原則として要介護	認定において	、要支援または要介護と認定された満65歳以上の者
契約の解除の内容	を通告し、本製品 (1)入股を開いませる (2)入民事と教者の定む (2)入民事を製者の定む (3)入民事を製ま作して (3)入民主に延延・付・整型と事 の他しば遅延・付・整型と事 (6)といきでは、一般では、 (6)といきでは、 (6)と、までは、 (6)と、までは、 (7)入居・ムルーテ動のはは、 はとしてよる。 (7)入居のがより場の はは、としてよる。 (8)入日のと居 展第 (2) (8)入日のと居 原則ととを (8)入日のと居 原則とと (8)などしてるく。 (8)などのとと (8)などの (8)などの (8)な	の各解から の各解除に を審集に を審集に をを を を を を を を を を を を を を	事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不i ので、人居までに支払う費用)に定める前払金またはi ので、支払がなかったとき 1条 (人居後に支払う月額費用)に定める月額費用。 る支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なく 期間を定めて催告したにもかがわらず支払かなかった 変または重大な過失により敵疾、毀損、汚損したとき。 ・外省により、復帰の日途がたたず本契約を継続するi
契約の解除の内容	原開係者と協定は、入きを 原保の決者・手架した製力・大きな の個人の事件を のの個人の事件を の事を の事件を のを のを のを のを のを のを のを のを のを の	等に対うな。 が一般に対しています。 はいまする。 はいまな。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 は	人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者 会通念上許容できないような行為を行う等。事業者と ちに先立ち、入居者(及居者に弁明の能力がない場合)を ちに先立ち、入居者(及居者に弁明の能力がない場合)を を設けるものとする。事業者は、入居者の移在先の存 ない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等 のでは、入居者、身元保証人、入居者の家族等 のでは、入居者、身元保証人、入居者の家族等 のでは、入居者、身元保証人、入居者の家族等 のでは、大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・
事業主体から解約を求める場合	解約条項解約予告期間		入居契約 第35条に記載通り なし
入居者からの解約予告期間	少なくとも解除日	の30日前	
体験入居	あり	内容	期間:6泊7日を限度とする。 費用:費用 1泊2日 (3食、間食付) 11,000円 (税 込) その他費用 (オムツ代・日用雑貨品等、実費)
入居定員	66	人	

(短期利用に関する要件)

(短期利用に関する要件) 利用対象となる者	要介護		
利用対象となる自	女月晚		
			要支援または要介護と認定された満65歳以上の者
契約の解除の内容			解除する場合には、事業所が定める退去届を事業所 た退去予定日をもって、本契約を解除することがで
事業主体から解約を求める場合	解約条項		(1) 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができる。 入院又は作れが手機とことができる。 入院文化外的が建機して2か月を超える場合、又はそれが予想される場合で、復帰の目途が立たかしたとき。ただし、退去後に利用者が復帰を希望する場合、事業所は、他のホームへの入居も含めてその実現に努めるものとする。 ② 基本利用料を実はその他利用料の支払いを2か、月以上をり、毎年の中告があったとき。 ② 不正の手段によって入居したとき。 ② 予選供の設定事所において、自立と認定されたとき。 ② 管験医療行為が必要となる等、利用者の身体状況が事業所の行機の健朋を超えたとき。たがにしたと。常等医療行為が必要となる等、利用者の身体状況が事業所の情の範囲を超えたとき。たまで、事業所が側折するものとする。 ② 伊田本の場合は、医療所が健告したにもかからず、これを是正しないとき。 ② その他、利用者の家族子、別様を保証人、利用者の家族子の他利用者の関係者が、事業所の従来員又は他のいたとき。
事業主体から解約を求める場合	解約条項		(2) 事業者は、利用者又は身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、利用契約を直ちに解除することができる。① 利用契約書第4条に反する事実が判明したとき、又は、反していると事業者が合理的に判断したとき。② 利用契約書第8条第2項第9号から第12号に掲げる行為を行ったとき。③ 事業者は、前項に基づき本契約を解除した場合に利用者又は身元保証人に損害が生じても何らこれを賠償する責任を負わない。
	解約予告期間		なし
利用者からの解約予告期間	少なくとも解除日	の30日前	1
体験入居	あり	内容	期間:6泊7日を限度とする。 費用:1泊2日(3食、間食付)11,000円(税込) その他費用(オムツ代・日用擁資品等、実費)
利用定員	6	人	

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)				
		合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	者	1	1	0	1.0	
生活	相談員	1	1	0	1.0	
直接	処遇職員	20	19	1	19. 4	
	介護職員	17	17	0	17. 0	
	看護職員	3	2	1	2. 4	機能訓練指導員1名
機能	訓練指導員	1	0	1	0. 1	看護職員1名
計画	作成担当者	1	1	0	1.0	
栄養	士	3	委託(S)	OMPOケブ	アフーズ株式会社)	
調理員 17 0 17		17	10. 2			
事務員		0	0	0	0.0	
その他職員 0		0	0	0	0.0	
1週	間のうち、常勤	の従業者	が勤務すん	べき時間数		40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

合計				備考
		常勤	非常勤	10用行
介護福祉士	13	13	0	
介護福祉士実務者研修修了者	2	2	0	
社会福祉士	1	1		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計			
		常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	0	1	
理学療法士	0	0	0	
作業療法士	0	0	0	
言語聴覚士	0	0	0	
柔道整復士	0	0	0	
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	
はり師	0	0	0	
きゅう師	0	0	0	

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (16 時~ 10 時)					
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩者	等を除く)	
看護職員	0	人	0	人	
介護職員	2	人	1	人	
生活相談員	0	人	0	人	
		人		人	

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

	特定施設入居者生活介護の利		職員配置比率	3:0.9以上		
用者に対する看護・介護職員の割合	実際の配	置比率				
	(一般型特定施設以外の場合、本欄は省略) (記	(記入日	時点での利用者数:常勤換算職員	2.3:0.9		
			ホームの職員数	人		
	外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)		訪問介護事業所の名称			
		訪問看護事業所の名称				
	勿口、 个/例(よ目 四)		通所介護事業所の名称			

(職員の状況)

		他の職務	との兼務				なし				
管理	者	業務に係 資格等	る	あり 資格等の名称		介護福祉士					
		看護	職員	介護暗	战員	生活村	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作	成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年	度1年間の採用	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年者数	度1年間の退職	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
た業 職務	1年未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
員の人数	1年以上 3年未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
た経験	3年以上 5年未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
年数に応	5年以上 10年未満	1	0	4	0	0	0	0	0	1	0
じ	10年以上	1	1	7	0	1	0	0	1	0	0
備考	備考										
従業	者の健康診断の	実施状況		あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式			
		月払い方式			
利用料金の支払い方式		選択方式の ※該当する方 択			
年齢に応じた金額設定		なし			
要介護状態に応じた金額設	要介護状態に応じた金額設定				
入院等による不在時におけ	ス利田料会	なし			
(月払い)の取扱い					
利用料金の改定	条件	事業者は、費用の改定にあたって、所在する地域の自治体が発表する 物価指数および人件費等を勘案			、所在する地域の自治体が発表する消費者
111/11/11 NT ^ 6X YE	手続き	運営懇談会	において記	说明し、そ	たの意見を聴いて行うものとする

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1 (入居)	プラン2 (短期利用) ※1	
入居者の状況	要介護度	-	-	
八店有切扒机	年齢	-	-	
	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室	
	床面積	13. 37∼14. 45 m²	13. 37∼14. 45 m²	
	トイレ	あり	あり	
居室の状況	洗面	あり	あり	
	浴室	なし	なし	
	台所	なし	なし	
	収納	なし	なし	
入居時点で必要な費用				
八石吋ボ(必安な負用				
月額費用の内訳				
家賃 (非課税)		81,300円	2,700円	
食費 (税込)		50,544円	1,458円 ※2	
管理費 (税込)		37, 290円	990円	
電気代 (税込)		実費	実費 ※3	
状況把握・生活相談	サービス費	-	-	
特定施設入居者生活	舌介護の費用(※)	別添3・4のとおり	別添3・4のとおり	
介護保険外サービス	への費用	別添2のとおり	別添2のとおり	

- ※介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わ ※1 プラン2 (短期利用) は、それぞれ日額金を示します。 ※2 プラン2 (短期利用) の食費は、3食喫食された場合の合計額を表記しています。 ※3 プラン2 (短期利用) の電気代は、後掲の単価×利用日数にてご請求いたします。

(利用料金の算定根拠等)

家賃	支払地代家賃額、修繕費、管理事務費等を考慮し、近隣の同業種の家 賃額も勘案して設定
敷金	家賃のか月分
<i>II</i>	解約時の対応
前払金	-
食費	<入居の場合>50,544円(税込)(1人あたり/30日の場合)食費に含まれるサービス:献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等。外泊、入院等で不在の場合、5日前までに申し出た場合に限り、不在日数に応じて食材費(朝・昼・夕のいずれか摂れば請求)を返金する。ただし、緊急入院等、不測の事態と事業者が認めた場合に限り、当日欠食分より食材費を返金します。食材費:990円[朝食230円、昼食400円、夕食360円](税抜)厨房管理費:570円(税抜) <短期利用の場合>朝食390円、昼食490円、夕食470円(税抜)各食事の喫食数に応じて請求する。 ※軽減税率の適用条件は契約書表題部参照
管理費	水道光熱費(共用部分含む)、事務経費、衛生管理費、保守管理費等
状況把握及び生活相談サービス費	-
電気代	共用部分については、管理費に含む <入居の場合> 個人居室の電気料金(37.4円(税込)/kwh) <短期利用の場合>個人居室の電気料金(110円(税込)/日) については実費負担
上乗せ介護費(介護保険外)	_
介護保険外で個別の希望等に基づき提 供されるサービス (介護保険外)	別添2を参照
その他のサービス利用料	自立の方の費用:3,300円/日(税込)(1人あたり) 入居後に自立と認定され、継続して入居をし、ご入居者の選択により 要支援者と同等のサービスを受ける場合の費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣が定める基準 (告示上の報酬額)
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の 介護サービス(上乗せサービス)	-
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	6 人
	75歳以上85歳未満	11 人
	85歳以上	42 人
	自立	0 人
	要支援1	4 人
	要支援2	4 人
要介護度別	要介護1	15 人
安月喪及別	要介護2	9 人
	要介護3	12 人
	要介護4	10 人
	要介護5	5 人
	6か月未満	12 人
	6か月以上1年未満	7 人
入居期間別	1年以上5年未満	30 人
	5年以上10年未満	9 人
	10年以上	1 人
喀痰吸引の必要	要な人/経管栄養の必要な人	人 /
入居者数		59 人

(入居者の属性)

性別	男性		17	人	女性		42 人
男女比率	男性	28.8 %			女性		71.2 %
入居率	89. 4	%	平均年齢	87. 3	歳	平均介護度	2.32

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	1 人
退去先別の人数	社会福祉施設	0 人
	医療機関	6 人
	死亡者	14 人
	その他	6 人
生前解約の状況		0 人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
		13 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		自宅復帰、医療機関への入院等

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		SOMPOケア株式会社 お客様相談窓口				
電話番号 / FAX		0120-65-1192				
対応している時間	平日	9:00~18:00				
定休日		土日祝日、年末年始は定休日です。この際は事業所にご連絡ください。				
窓口の名称 (事業所)		そんぽの家 豊中庄本町(生活相談員)または要望カード				
電話番号 / FAX		06-4867-2792 / 06-4867-2793				
	平目	9:00~18:00				
対応している時間	土曜	9:00~18:00				
	日曜・祝日	9:00~18:00				
定休日	•	-				
窓口の名称 (有料所管庁)		豊中市福祉部長寿社会政策課				
電話番号 / FAX		06-6858-2838 / 06-6858-3146				
対応している時間	平日	8:45~17:15				
定休日		土日祝日、12/29~1/3				
窓口の名称 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)		話して安心、困りごと相談 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)				
電話番号 / FAX		06-6858-2815 / 06-6854-4344				
対応している時間	平目	9:00~17:15				
定休日		土日祝日、12/29~1/3				
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体選	連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会				
電話番号 / FAX		06-6949-5418 / -				
対応している時間	平日	9:00~17:00				
定休日	•	土日祝日				
窓口の名称 (利用者保険者(上記以外))					
電話番号 / FAX		/				
対応している時間	平日					
定休日						
窓口の名称(虐待の場合)		豊中市福祉部長寿安心課				
電話番号 / FAX		06-6858-2866 / 06-6858-3611				
対応している時間	平日	8:45~17:15				
定休日		土目祝日、12/29~1/3				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	損害保険ジャパン株式会社
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	福祉事業者賠償責任保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアル	に基づき、速やかに対応
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		あり	の場合			
			実施日	随時		
利用者アンケート調査、意見 箱等利用者の意見等を把握す	あり					
る取組の状況			結果の開示	開示の方法	運営懇談会等(個人を特定 可能な情報は消去し、匿名 化する)	
		あり) の場合			
			実施日			
第三者による評価の実施状況			評価機関名称			
			結果の開示			
				開示の方法	·	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10

1	その他									
			あ	ありの場合						
				開催頻度	年 2回					
ĭ	重営懇談会	あり		構成員						
			な	しの場合の代替						
				置の内容						
		あり	虐	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催						
	高齢者虐待防止のための取組の状	あり	指	指針の整備						
Ž	₹	あり	定	定期的な研修の実施						
L		あり	担	当者の配置						
		あり	身	体的拘束等適正化	検討委員会の開催					
		あり	指	針の整備						
	みなかった。	あり	定	期的な研修の実施						
	₹体的拘束の適正化等の取組の状 元	あり	緊為	急やむを得ない場 (身体的拘束等)	合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限す を行うこと	トる行				
					行う場合の態様及び時間、入居者の状 急やむを得ない場合の理由の記録 あり					
		あり		染症に関する業務						
		あり	災	害に関する業務継	続計画					
	養務継続計画 (BCP) の策定状	あり	職	員に対する周知の	実施					
Z	記等	あり	-	期的な研修の実施						
		あり	_	期的な訓練の実施						
L		あり	定	期的な業務継続計	画の見直し					
ŧ	是携ホームへの移行	なし	ホ	りの場合の提携 ーム名						
1	固人情報の保護	事業者およびその職員は、業務上知り得た入居者、身元保証人および入居者の家族に 関する秘密および個人情報についてはその保護に努め、入居者もしくは他の入居者の 生命 身体・精神に危険がある場合、法令に基づく場合、法令により許容されている場 合等、正当な理由がある場合または当該秘密もしくは個人情報の主体の事前の同意が ある場合を除き、契約期間中および契約終了後も、第三者に漏らすことはない。								
127	※急時等における対応方法	の主治の)医	入居者の急病、事 師(以下「主治医 置を講じる。	故による負傷、その他必要な場合は、すみやかに入 」という)または協力医療機関等への連絡を行うと	入居者 ととも				
	大阪府福祉のまちづくり条例に定 める基準の適合性	適合		適合の場合 内容						
場ぶし	豊中市有料老人ホーム設置運営指 算指針「7.規模及び構造設備」 こ合致しない事項	なし								
	合致しない事項がある場合の内 容									
	「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性 代表 のア									
	不適合事項がある場合の入居者 への説明									
	上記項目以外で合致しない事項	なし	Ī							
	合致しない事項の内容									
	代替措置等の内容									
	不適合事項がある場合の入居者									
L	への説明									

添付書類:別添1 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所―覧表

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

別添3 特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表

	別称4	4 介護報酬	額の目己1	自担基準表	
		内容、並びに を受けました		ービス等及で	びその他のサービスの提供事業者を自由に選択できること
令和	年 (年)	月	日	
(入居者	香)				
住 所					
氏 名					様
(入居者	針代理人)				
住 所					
氏 名					様

上記の重要事項の内容、並びに、医療サービス等及びそことについて、入居者、入居者代理人に説明しました。	その他のサー	- ビスの提供	事業者を自	目由に選択~	できる
	令和	年 (年)	月	日

(事業者)			
説明者氏名			

(別添1) 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり		事業所一覧参照
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり		事業所一覧参照
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
(地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり		事業所一覧参照
夜間対応型訪問介護	あり		事業所一覧参照
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり		事業所一覧参照
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり		事業所一覧参照
<介護予防サービス>	•		
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり		事業所一覧参照
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
- <地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり		事業所一覧参照
↑護予防支援	なし		
〈介護保険施設>		•	•
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

事業 所一覧

サービス事業所番号		所在地
	事業所名	//.— <u>-</u>
(介護予防)特定施設	2 7 7 4 0 0 1 1 3 1	〒561-0804
入居者生活介護	そんぽの家 豊中南曽根	大阪府豊中市曽根南町二丁目12番25号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 1 5 3 7	〒561-0884
入居者生活介護	SOMPOケア ラヴィーレ豊中	豊中市岡町北3丁目5番22号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 1 8 5 9	〒561-0855
入居者生活介護	そんぽの家 豊中野田	大阪府豊中市野田町20番1号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 2 0 1 4	〒561-0835
入居者生活介護	そんぽの家 豊中庄本町	大阪府豊中市庄本町三丁目9番20号
(介護予防) 認知症	2 7 7 4 0 0 1 0 5 7	〒561-0844
対応型共同生活介護	そんぽの家 豊中利倉	大阪府豊中市利倉西二丁目1番1号
(介護予防) 認知症	2 7 7 4 0 0 1 1 3 1	〒561-0804
対応型共同生活介護	そんぽの家 豊中南曽根	大阪府豊中市曽根南町二丁目12番25号
	2 7 7 4 0 0 6 4 4 5	〒561-0828
居宅介護支援	SOMPOケア 豊中 居宅介護支援	大阪府豊中市三和町一丁目2番23号
訪問介護	2 7 7 4 0 0 8 7 5 5	〒561-0884
訪問介護相当サービス	SOMPOケア 豊中 訪問介護	豊中市岡町北3丁目5番22号
定期巡回・随時対応型	2 7 9 4 0 0 0 8 4 0	〒561-0884
訪問介護看護	SOMPOケア 豊中 定期巡回	豊中市岡町北3丁目5番22号
	2 7 9 4 0 0 0 8 5 7	〒561-0884
夜間対応型訪問介護	SOMPOケア 豊中 夜間訪問介護	豊中市岡町北3丁目5番22号

介護サービス等の一覧表①

2024/10/1現在

要介護認定区分	ı	自立	要支	援1	要支援 2		
サービスの分類	自立介護費、前払金 及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	
<介護サービス>							
〇巡回							
昼間 9:00 ~18:00	_	-	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-	
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○食事介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
○排泄							
排泄介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
おむつ交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
おむつ代	_	実費/持込	_	実費/持込	_	実費/持込	
	浴室使用週2回	700 772	週2回	700 772	週2回	700 772	
一般浴介助	状態に応じて※4	-	週2回		週2回		
清拭	状態に応じて※4	- 希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	
特浴介助	_	-	- W.S.IC/00 C/A-4	-	- V/881C/00 C/A-4		
○身辺介助	+		_		_		
体位交換	_	_	=	_	_	_	
14世父撰 居室からの移動		-		_		_	
***	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4		
衣類の着脱	状態に応じて※4		状態に応じて※4		状態に応じて※4		
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-	
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
〇機能訓練	-	別料金※1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○通院の介助							
協力医療機関	-	別料金※1	付添	-	付添	-	
協力医療機関以外	-		-	別料金※1	-	別料金※1	
○緊急時対応							
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
緊急搬送	適宜対応	=	適宜対応	=	適宜対応	=	
生活サービス>							
○家事							
清掃(居室)	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	
洗濯(業者依頼分)	-	実費	-	実費		実費	
○理美容	-	実費	ī	実費	-	実費	
〇代行							
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	
○日用雑貨費用	-	実費	=	実費	=	実費	
健康管理サービス>							
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
○生活指導	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_	
○医師の往診	- ASEA,170	医療費自己負担	-	医療費自己負担	- ASE 7170	医療費自己負担	
〇服薬	状態に応じて※4	- 四原复合已共正	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	
○//// : 入退院時、入院中のサービス>	1/28/L/00 C/X4		1人思に心して水4	采用百柱水3	1人思に心して水4	采用百柱水3	
○医療費	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担	_	F 伝 典 白 コ 色 扫	
○移送サービス	-	実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	医療費自己負担 協力医療機関以外は 実費	
○入院中の生活援助	_	別料金※1		則對今※1	-	則料今※1	
○ 人 阮 中 切 生 活 抜 切 ご そ の 他 の サービス >	-	かれ 本次 1	=	別料金※1	=	別料金※1	
アクティビティ、その他サービス	1		N#10-1-1-		N#6-1		
ホームが一律に提供する場合	-	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	-	実費	-	※ 5	_	※ 5	

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯 (日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び18~22時、深夜:22~6時) により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。 【15分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:4,475円 夜朝:4,475円 夜朝:4,475円 夜朝:4,475円 夜朝:4,475円 夜朝:4,475円 夜朝:4,475円 夜報:4,475円 夜報:4,4

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- 3 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表②

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介	護1	要介	·護 2	要介護 3		
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	
<介護サービス>							
〇巡回							
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○食事介助	状態に応じて※4	1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○排泄							
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-	
おむつ交換	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	=	
おむつ代	_	実費/持込	_	実費/持込	_	実費/持込	
〇入浴	週2回		週2回		週2回		
一般浴介助	週2回		週2回		週2回		
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの扱 助実施は別料金※1	
特浴介助	-		-	-	状態に応じて※4		
○身辺介助					POBILEPDIO CART		
体位交換	_	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
居室からの移動	状態に応じて※4		状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
衣類の着脱	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
身だしなみ介助			状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
行動障害対応※2	状態に応じて※4 状態に応じて※4			_	状態に応じて※4	_	
			状態に応じて※4				
〇機能訓練	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4		状態に応じて※4	-	
○通院の介助	115				115		
協力医療機関	付添	- Public A Section	付添	- mulded A veri	付添	mulded A Next	
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1	_	別料金※1	
○緊急時対応							
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
生活サービス>							
○家事							
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	
洗濯(業者依頼分)	=	実費	=	実費	=	実費	
○理美容	-	実費	Ü	実費		実費	
〇代行							
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	_	別料金※1	
〇日用雑貨費用	-	実費	-	実費	-	実費	
健康管理サービス>							
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	
○健康相談	適宜対応	=	適宜対応	=	適宜対応	=	
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
○医師の往診	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担		医療費自己負担	
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	
(入退院時、入院中のサービス>							
○医療費	_	医療費自己負担	=	医療費自己負担	=	医療費自己負担	
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	
○入院中の生活援助	_	別料金※1	_	別料金※1	_	別料金※1	
その他のサービス>		227 Lar 247 L		2004 Lare 247 L		227 TAK 247 T	
アクティビティ、その他サービス							
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	13 M(1& P)	※ 5		* 5	一	※ 5	

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要

な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。 【15分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 で朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 で初:3,093円 深夜:3,712円 で初:3,093円 円(すべて税込の金額)。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担 が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- 3 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表③

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介	介護4 要介護 5				
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス		
<介護サービス>						
〇巡回						
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	=		
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
おむつ交換	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
おむつ代	_	実費/持込	-	実費/持込		
〇入浴	週2回		週2回			
一般浴介助	週2回		週2回			
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの援 助実施は別料金※1		
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4	-		
〇身辺介助	PARTE POOL CALL		NONE OU CALT			
体位交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
居室からの移動	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
衣類の着脱	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
身だしなみ介助		_	状態に応じて※4	_		
	状態に応じて※4	_		_		
行動障害対応※2	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
〇機能訓練	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
○通院の介助	,,,,,		//			
協力医療機関	付添	mittel A vec	付添	-		
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1		
〇緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	=	適宜対応	=		
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	=		
<生活サービス>						
○家事						
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1		
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1		
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1		
洗濯(業者依頼分)	-	実費	-	実費		
○理美容	-	実費	=	実費		
〇代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1		
役所手続き	_	別料金※1	-	別料金※1		
〇日用雑貨費用	-	実費	-	実費		
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担		
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-		
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-		
○医師の往診	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担		
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3		
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	-	医療費自己負担	=	医療費自己負担		
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費		
○入院中の生活援助	_	別料金※1	_	別料金※1		
<その他のサービス>	1					
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費		
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	-	※ 5	-	* 5		

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要

な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。 【15分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 で朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 で初:3,093円 深夜:3,712円 で初:3,093円 円(すべて税込の金額)。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担 が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- 3 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(介護保険自己負担額)【自動計算】

当施設の地域区分単価 4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。

但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本		1日あた	り (円)	30日あたり	り (円)	備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1		183	1,928	193	57, 864	5, 787	介護予防特定施設入
要支援 2		313	3, 299	330	98, 970	9, 897	所者生活介護の費用
要介護 1		542	5, 712	572	171, 380	17, 138	
要介護 2		609	6, 418	642	192, 565	19, 257	<u>短期利用</u> 特定施設入
要介護3		679	7, 156	716	214, 699	21, 470	居者生活介護 【地域 密着型も含む】 <u>も同</u>
要介護 4		744	7, 841	785	235, 252	23, 526	額の費用
要介護 5		813	8, 569	857	257, 070	25, 707	
			1日あたり (円)		30日あたり (円)		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算(I)	なし						1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	なし						1月につき
ADL維持等加算	(II)	60	-	-	60	6	1月につき
夜間看護体制加算	(Ⅱ)	9	94	10	2, 845	285	1日につき
協力医療機関連携加算あり①		100	-	-	1, 054	106	1月につき
	(I)	72	758	76	-	-	死亡日以前31日以上 45日以下(最大15日
看取り介護加算		144	1, 517	152	-	-	死亡日以前4日以上30 日以下(最大27日
有以 ケガ 暖加 芽	(1)	680	7, 167	717	-	-	死亡日以前2日又は3 日(最大2日間)
		1, 280	13, 491	1, 350	=	-	死亡日
入居継続支援加算	なし						1目につき
生活機能向上連携加算	なし						1月につき
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1, 264	127	37, 944	3, 795	1日につき
科学的介護推進体制加算	あり	40	-	-	40	4	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	20					1回につき
退院・退所時連携加算	あり	30	316	32	9, 486	949	1目につき
退居時情報提供加算	あり	250					1回につき
認知症専門ケア加算なし							1日につき
高齢者施設等感染対策向上加算なし							1月につき
生産性向上推進体制加算 (I)		100		_	1, 054	106	1月につき
新興感染症等施設療養費 なし							1日につき (1月1回連続す る5日間を限度)
サービス提供体制強化加算	(Ⅲ)	6	63	7	1, 897	190	1日につき
介護職員等処遇改善加算	(II)	((介護予防)	特定施設力	\居者生活介	護+加算単位数	数)×12.2%	

(別添4)介護報酬額の自己負担基準表(地域区分別1単位の単価 4級地 10.54円)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

<特定施設入居者生活介護費·特定施設入居者生活介護費>

○付止施設入店有主治// 該員・付止施設	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)	
要 支 援 1	183 単位/日	57,864円	5,787円	11,573円	17,360円	
要 支 援 2	313 単位/日	98, 970円	9,897円	19,794円	29,691円	
要 介 護 1	542 単位/日	171, 380円	17, 138円	34, 276円	51,414円	
要 介 護 2	609 単位/日	192, 565円	19, 257円	38,513円	57,770円	
要 介 護 3	679 単位/日	214, 699円	21,470円	42,940円	64,410円	
要 介 護 4	744 単位/日	235, 252円	23, 526円	47,051円	70,576円	
要 介 護 5	813 単位/日	257,070円	25,707円	51,414円	77,121円	

<各種加算>								
	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)			
固別機能訓練加算 (I)	12 単位/日	3,794円	380円	759円	1,139円			
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位/月	210円	21円	42円	63円			
ADL維持等加算 (I)	30 単位/月	316円	32円	64円	95円			
ADL維持等加算 (II)	60 単位/月	632円	64円	127円	190円			
夜間看護体制加算 (I)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円			
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	9 単位/日	2,845円	285円	569円	854円			
協力医療機関連携加算	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円			
入居継続支援加算 (I)	36 単位/日	11,383円	1,139円	2,277円	3,415円			
入居継続支援加算 (Ⅱ)	22 単位/日	6, 956円	696円	1,392円	2,087円			
生活機能向上連携加算(I) (個別機能測能加算を算定する場合は 1月につき100単位)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円			
生活機能向上連携加算(II) (個別機能測練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	200 単位/月	2, 108円	211円	422円	633円			
若年性認知症入居者受入加算	120 単位/日	37,944円	3,795円	7,589円	11,384円			
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	421円	43円	85円	127円			
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	210円	21円	42円	63円			
退院・退所時連携加算 (入居後30日以内)	30 単位/日	9, 486円	949円	1,898円	2,846円			
退居時情報提供加算	250 単位/回	2,635円	264円	527円	791円			
認知症専門ケア加算 (I)	3 単位/日	948円	95円	190円	285円			
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位/日	1,264円	127円	253円	380円			
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円			
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5 単位/月	52円	6円	11円	16円			
生産性向上推進体制加算(I)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円			
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円			
サービス提供体制強化加算(I)	22 単位/日	6, 956円	696円	1,392円	2,087円			
サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円			
サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位/日	1,897円	190円	380円	570円			
看取り介護加算(I) (死亡日以前31日以上45日以下)	72 単位/日	758円/日	76円/日	152円/日	228円/日			
看取り介護加算(I) (死亡日以前4日以上30日以下)	144 単位/日	1,517円/日	152円/日	304円/日	456円/日			
看取り介護加算 (I) (死亡前日及び前々日)	680 単位/日	7,167円/日	717円/日	1,434円/日	2,151円/日			
看取り介護加算 (I) (死亡日)	1,280 単位	13, 491円	1,350円	2,699円	4,048円			
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前31日以上45日以下)	572 単位/日	6,028円/日	603円/日	1,206円/日	1,809円/日			
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)	644 単位/日	6,787円/日	679円/日	1,358円/日	2,037円/日			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡前日及び前々日)	1180 単位/日	12,437円/日	1,244円/日	2,488円/日	3,732円/日			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日)	1,780 単位	18, 761円	1,877円	3,753円	5,629円			
介護職員等処遇改善加算 (I) ~ (V)	_	-	-	-	-			

^{・1}か月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

	介護報酬		要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
			60,815円	101,921円	177,177円	198, 362円	220, 496円	241,049円	262,867円
		(1割の場合)	6,082円	10, 193円	17,718円	19,837円	22,050円	24, 105円	26, 287円
	自己負担	(2割の場合)	12, 163円	20, 385円	35,436円	39,673円	44,100円	24, 105円 26, 287円 48, 210円 52, 574円	
		(3割の場合)	18, 245円	30,577円	53, 154円	59, 509円	66, 149円	72, 315円	78,861円

[・]上記は、夜間看護体制加算(II)※要介護のみ、協力医療機関連携加算、サービス提供体制加算(II)を算定の場合の例です。 ・上記以外に別途介護職員等処遇改善加票を頂戴いたします。